

近代ドイツにおける「フォルク」概念の歴史的変遷

——法的・政治的主体としての「フォルク」概念の成立と有機体論の展開——

小原 淳

後に保守党の党首を務め（一九一三～一八年）、ヴァイマル末期には保守人民党（Konservative Volkspartei）を創設するヴェスタルプ（K.F.V.G.v.Westarp）は、一九〇九年に帝国議会において、次のように発言している。「（ドイツ帝国領内の：引用者）ボーランド人はプロイセン国籍を有しており、それゆえに彼らはドイツ帝国に所属している。彼らはドイツ・フォルクに属しているのだ。……彼らには、ボーランド特有のナシ⁽¹⁾ナリティ Nationalitätについて語る権利はない」。この発言の背景には、同時期におけるボーランド系住民の民族主義運動の高揚があるが、

ここで注意を引くのは、むしろ彼の「ドイツ・フォルク」の捉え方である。すなわち、ヴェスタルプは、ボーランド系住民が独自の民族的権利を要求することを拒否するうえで、彼等がプロイセン国籍を保有しているがゆえにドイツ国民であると主張しているのであり、彼においては、「ドイツ国民であること」は、帝国を構成する諸邦への帰属に基づいていると考えられているのである。

もう一つ看過できないのは、ここで「フォルク」という語の使われ方である。「ドイツ・フォルク」を規定するにあたって、既に生物学的・人種学的な言説が人口に膾炙していたヴィルヘルム期において、本来（生物学的な意味での）「ドイツ人」とは相容れないはずの「ボーランド人」が、「ドイツ・フォルク」と表現されているという事実は注

由に値する。

このような「國民」の規定の仕方、そして「フォルク」についての觀念が、こんにちのそれと大きく異なつてゐる「⁽¹⁾とは言つまでもない。周知のとおり、ヴァエスターの「⁽²⁾」の發言とほぼ同時期（一九〇七年）に、Fr・マイネッケ（Fr.Meinecke）は、「國家的ナツィオーン Staatsnation」と「文化的ナツィオーン Kulturnation」を區別し、後者を「フォルク」という語をもつて理解しうるものであるとしているが、このようない「ナツィオーン」と「フォルク」に関する理解—既存の國家への帰属を前提とする「ナツィオーン＝國民」と、國家への帰属、或いは國家の存在自体を必要条件としない集団としての「フォルク＝民族」の二分論的構図—は、H・コーン（H.Kohn）によるナショナリズムの東西二分論やE・ゲルナー（E.Gellner）のナショナリズム論をはじめ、その後の両語の理解に決定的な影響を与えてゐる。戦後の西ドイツを代表する政治学者G・ライプホルツ（G.Leibholz）は、一九六一年に発表した論文で、「フォルク」と「ナツィオーン」、そして「ライヒ」の概念的整理を試みてゐるが、そこで彼は、フォルク概念を、実際に現存する具体的な個々人の集合—「國民投票的又は直接的民主主義のフォルク」—と、成員個々の具体性を捨象した「一つの政治的統一体」の二つのレヴェルに分け、

後者は「共通の空間（活動領域）、起源（血統）、文化財（言語、文化、教会）、歴史的な体験」によって形成されるといふ点で、単なる「寄せ集め Gruppe」にすぎない前者とは異なり、さらに後者のフォルクは「自らの政治的・文化的真価に眼覚め、感情的にその存在を自立的な具体的な全体性として肯定する」として、「徐々にナツィオーンに成長していく」ものであるとしている（「民族の国民化 Nationwerdung des Volkes」）。このフォルク理解においては、「⁽⁴⁾」のフォルク理解における單なる個々人の集合としてではなく、抽象的な集合觀念としての意味合い、そして「前政治的」「前國家的」意味合いが重視されており、この意味でのフォルクが政治的な主体に転化したものが「ナツィオーン」であると理解されている。H・コーン的な東西二分論の枠組みを借りれば、ライプホルツにおいては、東歐的、或いは（英仏等の西欧との比較において）ドイツ独自の価値を有する非合理的な「フォルク」が、西歐的で理性的な「ナツィオーン」へと変貌していく、という歴史的过程がイメージされていると理解できよう。そして、マイネッケ的なフォルク理解は、後に歴史家H・A・ヴィンクラー（H.A.Winkler）が、一つの世界大戦と冷戦期の国家分裂を経て東西ドイツの再統一へと至る近現代ドイツ史の展開を「西への長い道 Der

lange Weg nach Westen」と表現した歴史理解へと包摂される形で、こんにちまでその影響力を残存させてきたと言えるのではなかろうか。⁽⁵⁾

たしかに、とりわけドイツの場合、フォルクとナツィオーンに関するこののような図式は、実際の歴史的な状況を反映していると言えるだろう。ヴェルサイユ体制下における「民族・ドイツ人 Volksdeutsch」問題、そして第二次世界大戦後における同問題の残存という事態は、上述のようなフォルク概念、ナツィオーン概念によって、明確な説明を与えられるものであろう。しかしその反面で、このような「人民」「庶民」等の様々な意味合いをもつ「フォルク」という語の多義性を捨象したものであり、「フォルク」の内実が同時代的な文脈においてどのように理解され、そこにどのような思想があつたかという問い合わせ、先に挙げたヴェースタルプの発言をどのように理解するか、そして彼の発言の背後にあるフォルク理解がいかなるものであつたのかといった疑問一には答えてくれない。また、上述のような論理的図式が、ヴエルサイユ体制下の諸問題の「最終解決」としてのナチズムに継承されていったということ、そしてナチズム以降におけるドイツの歴史認識の根幹をも担っていることの意味を問題にするならば、第一次世界大

戦以前における「フォルク」の意味内容を再検討し、こんにち的な理解の「自明性」を問い合わせる作業は、近現代ドイツ史全般の理解にかかる重要性を含んでいるとと言えよう。

本稿は、まず第一に、一九世紀において「フォルク」、そして「ナツィオーン」がどのような意味をもち、それがどのように変容していったのかを、当時の辞書・事典類を手がかりに考察し、第二に、「フォルク」という語が、当時の政治・法学理論において、理論的にどのように位置づけられ、いかなる意味内容を付与されていったのかを、有機体思想の潮流との関連において考察する。このような考察を通じて、こんにちなお、相当程度まで自明視されるマイネッケ的な「ナツィオーン」と「フォルク」の理解をいったん相対化し、両概念の歴史的な変遷を理解するうえでの一助を与えることが、本稿の課題である。

一 一八世紀以前の「ナツィオーン」と 「フォルク」

(一) 中近世における「ナツィオーン」と「フォルク」

周知のとおり、中世におけるナツィオーンとフォルクは階層的・身分制的意味合いにおいて理解されていた。すなわち、本来出生を同じくする集団を意味する前者 (natio) が中世後期に政治的意味合いを帯びるなかで、その適用範

團を国政に関与する権利を有した上層身分層に限定されていたのに対して、後者は前者に対立する被治者集団=下層民を指す語として、或いは、政治的権利の有無に限定されない、漠然とした人間集団、という意味合いで使用されたものである。⁽⁷⁾

このようなナツィオーンとフォルクの理解は、一六世紀のルターや人文主義者たちにも受け継がれていく。⁽⁸⁾ ルターがナツィオーンを国政に参与する資格をもつた人々とし、これを階層限定的に理解していくことはよく知られているが、反面で、ルターのフォルクには政治主体としての意味合いはほとんどない。定評のある『歴史概念事典』(以下GGBと略記)に拠れば、一五二〇年のルターの著作『キリスト教界の改善に関するドイツのキリスト教者貴族に与えられた書 An den Christlichen Adel deutscher Nation von des Christlichen standes besserung』⁽⁹⁾に「「ホルク」が登場するが、一五例は下層民という意味で、一二例はキリスト教徒や教会内部のグループといった宗教的意味で使用されているといふ。

またGGBは、フッテンに代表されるドイツ人文主義者たちのフォルクの使用例を、兵士・軍隊といった軍事的用法や、ある特定の地域に居住する人々という地理的用法、「ユダヤ・フォルク judisch volck」や「キリスト教フォル

ク christlich volck」といった宗教的な用法、そして下層民という社会層的用法の四つに分類しているが、いずれの用例においてもフォルクはナツィオーンに比して「抽象的」な概念であったとしている。確かにここには、政治的に、あるいは文化的にある種の主体性を有した集団としてフォルクを理解しようとする意図は感じられない。

一七世紀にはいっても、このような傾向は基本的には変わっていない。例えば、ライプニツは、フォルクを日々の糧のことしか考えられない下層民、「愚か者」としてどうえており、このでのフォルクにはさらにネガティヴな意味合いが付与されていると言えよう。⁽¹⁰⁾ なお、P・ブリックレ(P.Blickle) も、一七世紀の俗歌(Volkslied)を題材にGGB同様の分析をおこなっているが、軍事的意味でのフォルクの使用(Kriegesvolk)が対象全体のうちの六〇%、「王・神の民」という意味合いでの使用が一七%、貧民、庶民、田舎⁽¹¹⁾といった意味あいでの使用が一五・八%であったとしている。このでのフォルクもまた、接頭語によつて様々な用法が可能となるような漠然とした人間集団としてか、或いは世俗権力や教会の統治の対象といった意味合いかが圧倒的に強いのである。

(二) 一八世紀～一九世紀前半における「ナツィオン」と「folk」の「同権化」

しかしながら、一八世紀後半になると、従来とは異なるフォルク理解が登場する。すなわち、啓蒙主義思想の影響を背景としながら、例えば文学・演劇等の領域におけるシラーやL・A・アルニムのように、フォルクの脱階層的理解、フォルクとナツィオーンの同一視・同権化が試みられるようになるのである。⁽¹²⁾

とくに、後世のドイツや東欧地域のナショナリズム運動に多大な影響を与えたとされるヘルダーは重要な存在である。ヘルダーにとって、「神によつて与えられたfolkの間の有機的な文化差」である言語こそが、人間集団が「folk」としての集合的アイデンティティを獲得するための基礎であったが、彼が「諸人間集団は共通の伝統と共通の記憶によつて形成されるのであり、この伝統や記憶をつなぎとめ媒介している—まさに伝統や記憶それ自体の現れーのが言語である」というとき、ここで「人間集団」は、階層・階級的に限定された人々を指すのではなく、同じ言語を使用する人間全てが脱階層的に想定されていると言えるだろう。

確かに、従来は下層民という意味合いで理解されていたfolkを、集団の成員全員を指す概念に転化したとい

点で、ヘルダーが果たした役割は無視できるものではない。このようなfolk理解は、従来の研究においてドイツ・ナショナリズムの最も主要な性格であるとされてきた、folkを文化的・言語的共同体として捉える思想的系譜の原点に位置づけることができるものであろう。しかしここで重要なことは、ヘルダーにあつては、folkを政治的・法的主体として理解しようとする意識は希薄であった、という点である。彼は、folkが自らの独自性を獲得するのは、政治的・法的主権の追求を通じてではなく、あくまでも共通文化の共有によつてであると考えていた。ヘルダーにとって、前者は不自然な外圧であり、それに対して後者こそがfolkの内的意識の現れであつたのである。⁽¹³⁾

加えて、このようなfolk理解はひとりヘルダーだけのものではなく、同時期の人々に広く共有されていたといつてよい。一八世紀の百科事典における「folk」や「ナツィオーン」の用法を調べたGDBや山田欣吾氏の記述に拠れば、例えば一七三一～五四年に編纂されたJ・H・ツェドラー『世界学術・芸術大百科事典』六八巻の場合、Volck（第五〇巻、一七四六年、三六二一～三七五欄）は、「多くの、ないし一団の人々のこととで、しかもすべての人々が互いに一つの法によつて利益を享受するか、または共通の善のために結集し、一種の社会を設立したもの」であり、

フォルクの差異は「気候風土、飲食物、血 (Geburt und Geblute)’、教育および交流」によって生まれるとしている。⁽¹⁴⁾ もう二つでは、ロシア人、ドイツ人、フランス人等

だけではなく、ザクセン人、メクレンブルク人、シュヴァーベン人、オーストリア人、マイセン人、ブラウンシュヴァイク人等も「フォルク」とされており、「フォルク」という語は、いかなる意味においても、ドイツ人の一体性を含意していないのである。このようなフォルク理解は大筋において、一八世紀末～一九世紀初頭の J・Ch・アーデルン

ク『高地ドイツ語辞典』全四巻（一七七四～八六年、改定第二版一七九三～一八〇一年）や、J・H・カンペ『ドイツ語辞典』全五巻（一八〇七～一年）等にも共有されており、山田氏は、アルントやフィヒテが語った「民族としての Volk」は、一八世紀末においてなお、「まだ、人々が現に用いる語彙として採集され、説明されるところまでリアルな対象には成熟していない、といわざるをえない」⁽¹⁵⁾と結論付けているが、確かにこの時期のフォルク概念はフランス革命を経てなお、政治的な、或いは文化的な主体としての意味を獲得してないのである。

百科事典類を使用した考察は、GGG Bの場合は一九世紀中葉、山田氏の場合は一九世紀初頭で終わっているが、その後についてはどうだろうか。ここでは一九世紀ドイツにおける代表的な百科事典である『ブロックハウス』や『マイヤー』の百科事典を中心に考察してみよう。

まず、一八六四～六八年に出版されたブロックハウスの第一版の場合、ナツィオーンの説明として、性格や生活、思考、感覚、行為の諸様式によって他から区別される集団であることが述べられる。しかしこの説明に続いて、一般的に言われるように出由と言語がナツィオーンの絶対的な要素となるとは限らないとされ、その例としてスイスやアメリカ合衆国、フランス、そしてアルザス人等が挙げられている。総じて、ここでのナツィオーンは、まずもって国家という政治的枠組みにおいてではなく、共通の出自や文化によって規定されており、国家形成に伴って「国民」を形成することを前提としながらも、必ずしも国家と不可分の関係をなすわけではない、と理解されていると言えよう。他方でフォルクはまず最初に、ナツィオーンと同様、「出

じて、「坦然な全体 *ein natürliche Ganz*」を形成する集団であるむれば、狭義には、政治的立場や富、教養を有する上層民に対抗する集団、あるいは社会主義・共産主義においては労働者を意味するとされてい。また同事典は、フランス革命以降、意図するとせざるとにかかわらず、それぞれの意味の混交が進行したといつ説明も加えている。ここでのfolkには、下層民という意味合いの残存がしていると同時に、必ずしもナツィオーンとの明確な差異化がなされているわけではない。

しかし一八八二～八七年のブロックハウス第一三版には変化が見られる。⁽¹⁷⁾まず、先の第一一版において「ドイツ語のfolkのこと」とされていたナツィオーンは、冒頭で「ドイツ語の用法においてはfolkに対立する」とされる。またfolkについても、基本的には第一一版の叙述を踏襲しながらも、「法学用語としてはナツィオーンと異なる」とし、folkは「ある国家にまとめられた人間集団」であると理解されている。同版には、folkの語義として、狭義には「被治者」を指すという記述が相変わらず残っているが、それ以上に注目すべきは、先に挙げた第一一版からの変化であろう。すなわち、一八六〇年代のブロックハウスにおいては明確ではなかつたナツィオーンとfolkの差異が一八八〇年代にはつきりと意識され

ており、ナツィオーンが「民俗学的概念 *ein ethnologischer Begriff*」であるのに対し、folkは「国法的・政治的概念 *ein staatsrechtlicher und politischer Begriff*」であるとされてい。やがて、回版では、単数あるいは複数のナツィオーンからfolkが形成されるとされており、これらの記述からは、中世以来のナツィオーンとfolkの意味内容が、前者の非政治的、後者の政治的意味付けという「転倒」を示していることが明らかである。また、ナツィオーンからfolkが形成されるという図式が、本論の「はじめに」で述べたマイネッケ以降の両語の概念規定とは正反対であることも重要である。総じて、この時期のfolkが「政治的主体」としての意味を獲得していることは疑い得ない。

一九〇世紀初頭に出版されたブロックハウス第一四版も、基本的には第一三版の記述と変わらない。⁽¹⁸⁾ただし、第一一版、第一三版での説明に加えて、一九世紀において「ナツィオナリテート原理 Nationalitätsprincip」に基づいて国家形成が行われた例として、ギリシャ、セルビア、ルーマニアのトルコからの独立、そしてイタリアとドイツの国家統一を例に挙げ、これらの事例に対しても「オーストリアは「今なお」、「ナツィオナリテート原理」が重要なファクターであるとされており、ナツィオーンが国家形成に先行する前国

家的存在であるという理解や、ナツィオーンが既成の国家に対立せし得るという理解が、さらに徹底していると言えよう。

マイヤーの場合はどうだろうか。まず、第三版を見てみよう。⁽²⁰⁾ 同版は一八七四～八四年に編纂されており、時間的にはブロックハウスの第一一版と第一三版のあいだに位置するが、ここでは、ナツィオーンは「文化概念 Kulturbegriff」であり、そしてドイツにおけるナツィオーンの用法がイギリスやフランスとは逆であることが述べられている。これに対してフォルクは、まず、ラテン語の「ポップルス Populus」と同義であり、「出自、言語、習慣、教養」をともにする人間集団であるとされる。そしてブロックハウスマーク第一三版以降と同様に、ナツィオーンとフォルクは異なる、後者は「ある国家に所属する者の総体」であるとされている。さらに、フォルクには富と教養に基づく上流階級と政治的に対立する市民社会の大部分の意もあることが記されている。やはりここでフォルクも、政治的な意味合いを有しており、国家の存在と結びついた語であるという理解が示されていると言えよう。

このような理解は、マイヤー第五版（一八九一～一九〇一年）に、より明確に現れている。⁽²¹⁾ ここでは、ナツィオーンは「出自、習慣、そして言語とともに人間集団」と

いう意味に限定されるべきものであり、この点でフォルクとは異なる、とされ、さらに具体例として、「オーストリアのフォルク」とは言えるが、「オーストリアのナツィオーン」とは言えないという指摘がなされ、ナツィオーンの非政治性、そしてフォルクの政治性が再確認されているのである。

ここまで考察から、一九世紀後半に、ナツィオーンとフォルクの意味内容に重大な変化—フォルクへの政治的意味合いの付与、ナツィオーンの前国家的、非政治的意味合いでの変質、そしてナツィオーンが国家形成を経てフォルクに転じるという構図の形成等—が起こったことが明らかになった。次に問題になるのは、このような語の意味変化がどのような法・政治思想上の動向に基づいていたのか、そしてフォルクに付与された政治的主体という意味合いの内実がどのようなものであったのかを検討することである。この点で手がかりになるのは、マイヤー第三版や、それと同時期のK・バウムバッハ（K.Baumbach）の「国家事典 Staats-Lexikon」（一八八二年）⁽²²⁾ が、両語の説明に際して、典拠として、J・C・ブルンチュリ（J.C.Bluntschli）が一八五七～七〇年に編纂した『ドイツ国家辞典』を挙げているという事実である。従って、次章での考察は、まずブルンチュリにおいてフォルクがどのように構想されていた

か、という点から始めたい。

四・有機体思想の一般的説明

(一) ブルンチュリのフォルク理解と有機体思想

先にマイヤーの記述として挙げたナツィオーンが「文化概念」であるという理解・表現は、既にブルンチュリにおいて明確化されていて、まずもってブルンチュリは、ナツィオーンは「文化共同体 *Kulturgemeinschaft*」であり、これに対してフォルクは「国家共同体 *Staatsgemeinschaft*」であるとする。⁽²⁴⁾ ブルンチュリに拠れば、このようなドイツにおけるフォルク理解はフランスやイギリスの *people* や *peuple* と逆転している。彼は「フォルクは国家以前には存在しない」としたうえで、國家こそが、「フォルクの力 Volksmacht の具現化、人格化」であり、国家とはフォルクが諸分枝へと秩序づけられたものであると論じる。「国家主権」は「フォルク主権」と同義であると喝破するブルンチュリにおいては、フォルクは国家と同一視しされうる存在である。⁽²⁵⁾

しかしここで看過できないのは、ブルンチュリにおけるフォルクが、西欧、とりわけ革命以降のフランスにおける「ナシオン nation」ともまた異なっている点である。E・

ルナンに象徴されるように、後者は構成員個々の自立性を前提とし、彼等の自由意志に基づく参加—「日々の人民投票」—に立脚している。しかし、これに対してもブルンチュリのフォルクは、そこへの参与を先天的に決定付けられた、いわば運命共同体的なものであり、国家とフォルク、そしてフォルクとそれを構成する個々人の関係は、あたかも生物における全体と部分の関係のじとき「有機体 Organ, Organismus」的連関として想定されているのである。

さらに重要なのは、こののような有機的なフォルク理解、或いは国家観は、ブルンチュリに特有のものではなかったということである。例えは、既にフィヒテは、『自然法の基礎』において、「孤立した人間と市民との間には、原材料と有機体との間ににおける同じような関係が存在する。……有機体においては、各部分は絶えず全体を維持し、またそうすることによってまた自らを維持する。国家に対する市民の関係もまた同じである」と述べているし、フィヒテと同時代のヤーンも、フォルクや国家が「生命」や「魂」を持つた存在であり、両者が相互に不可欠な関係にあると主張している。また、一九世紀中葉の自由主義者の代表的存在である K・Th・ヴエルカー (K.Th.Welker) の場合、フォルクを法と国家が発展するための基礎であるとし、フォルクとそれによって形成される国家は「有機的」関係にあ

ると理解しているのである。結論的にいえば、一九世紀ドイツの法・政治思想に極めて大きな影響を与えたこの有機体思想こそが、当時の「フォルクの政治主体化」に大きく寄与したのであり、次節以下では、ブルンチュリやヴェルカー等の思想の背後にある有機体論が、フォルク概念の変遷にどのような影響を与えたのかについて論じたい。⁽²⁸⁾

(1) 一九世紀ドイツにおける有機体思想

国家を身体のアナロジーにおいて理解し、君主をはじめとするさまざまな社会層を国家という「身体」の四肢として位置づけるという発想を思想的な核心とする有機体論は、ヨーロッパの政治思想においてはアリストテレス以来の伝統を有し、中世にはキリスト教的秩序についての神学的解釈の次元から、カントロヴィッチの言う「王の二つの身体」という政治理論への展開をみせていた。すなわち、有機体論はたんに近代ドイツにとどまらず、古代から近現代を通じて全ヨーロッパ的な範囲で展開しており、その様々な思想的ヴァリエーションを確認しうる思考様式である。

しかしながら、近代ドイツにおける有機体思想は、フランス革命によって政治思想の領域にあっては個人の自立と平等を前提とした民主主義思想が、そして法思想の領域にあっては自然法的思想が巨大な影響力を示したことへの対

抗として現れ、従来の有機体論が「國家」を対象としていたのに対しても、フォルクをその理論の主要要素に据えた点に最大の特徴がある。

一七九三年、ノヴァーリスが『プロイセン王国年報』において、シェリングによつて体系化されつゝあつた自然主義学者の「自然」概念と敬虔主義の影響を受けつつ、自由の有機体思想を公表すると、シュライエルマッハー『自由白録』(一八〇〇年)、Fr.・シュレーゲル『哲学講義』(一八〇四～〇六年)、そしてA・シュラー『政治技術要綱』(一八〇八年)等次々と、有機体思想に基づく著作が登場する。有機体思想の影響を大きく受け、またこれをさらに発展させた例としては、本稿で論じる法・政治思想の領域では、ブルンチュリの他にもサヴィニーやヴァイツ(G. Waitz)、アーレンス(H.Ahrens)、ゲルバー、そしてギールケ等の名を挙げうる⁽²⁹⁾、またラーベント(P.Laband)やイェリネク(G.Jelinek)への影響も指摘である。また、社会学におけるリリエンフェルト(P.v.Lilienfeld)やショフレ(A.Schaffle)、シュタイン(L.v.Stein)、誠いは地理学におけるFr.・ラツツェル(Fr.Ratzel)もまた、有機体思想をそれぞれの学問分野において展開しているし、文学や歴史学においても有機体モデルが好んで使われた例は枚挙に暇がない。⁽³⁰⁾

それでは、一九世紀の有機体思想とは、いかなるものであつたのだろうか。G・v・ベロウ (G.v.Below) に拠れば、有機体は様々な部分から成立する「本質 Wesen」であり、全体として、また統一體としてのみ生命をもつ。また同時に、各構成部分には特定の機能が付与され、全体の幸福と生命は、個々の構成部分が正しく機能することによって実現し、外部からの支配、操縦によるのではなく、自律性、「自由 Freiheit」を有している。⁽³¹⁾ 有機体論者の代表的存在である A・ミュラーは、「国家は、単なる作業場、農場、保険会社、工業会社のような人工的な組織ではない」と述べているが、有機体思想においては、国家そしてフォルクは、「機械的 mechanisch」な「機構 Anstalt」ではなく、「總体人格 Gesamtpersonlichkeit」⁽³²⁾ や「總体意思 Gesamtwille」を持った「生命存生 Lebenswesen」である。⁽³³⁾ そして、自然法論が「國民」を社会契約を結んだ者の総計として理解しようとするのに対し、有機体論は、「國民」を本源的かつ統一的な共同体としてといえ、その一般意思是人為的に創出されるのではなく、はじめから「國民」自体に内在しており、それを「國民」自身が認識することによって顕在化するものであるとされるのである。

このような國家有機体論には、近世の絶対主義理論における君主の一元主義的な支配原理や、官僚制度の整備に象徴される国家制度の近代的アンシュタルト化に對抗するという性質が内包されていた。⁽³⁴⁾ すなわち、為政者と被治者の対立、或いは国家と社会の対立、そしてドイツの場合は諸邦に代表される地域権力と統一権力の対立という一九世紀的状況に對して、国王・元首から下層民までをも含み、身分的対立や地域同士或いは地域と統一権力間の対立を克服し（ヴェスターの発言における、プロイセン国籍とドイツ帝国籍の理論的位置付けを想起せよ！）、諸要素を政治秩序のなかに適切に位置づけようとするところに、その理論的目標があつた。換言すれば、一九世紀の国家有機体思想は、フランス革命以降の自然法論や民主主義的思考の伸長がもたらした（と考えられた）個人のアトム化や、社団的制度の漸次的な解体による個人と国家・社会との直接的な関係構築に伴う個人の「無防備状態」に対する、ひとつつの理論的な「処方箋」であったのである。「自己」自身において発展した、真に有機的な全体として考えられる国民について、主権は全体の人格として存在し、この人格は、その概念に合致した現実態においては、君主の人格として存在する」、或いは「國民は、その君主およびまさに君主と必然的に関連する全体の編成がなければ、定形なき群集であり、それは、もはやいかなる国家でもなく、また、自己自身において形成された全体のなかにのみ存するいかない

る規定をも—主権たると、政府たると、裁判所たると、官憲たると、議会たるとのいかんを問わず—有しない」といつたヘーゲルの理論もまた、進行する産業化による「定形なき群集」と「欲望の体系」としての市民社会の登場に対して、有機体としての国家にその克服を期待するものとして理解すべきであろう。⁽³⁵⁾

(二) 法的・政治的共同体としてのフォルク

それでは、上述のような有機体思想が、フォルクの政治的主体化にどのような理論的寄与をなしたのであろうか。有機体思想の影響下にあって、フォルク概念の転換に大きく寄与した人物として第一に挙げるべきは、法実証主義の提唱者F・C・v・サヴィニー (F.C.v.Savigny) である。「すべての有機体において、したがつて国家においても、その健康は全体と各部分のバランスがとれていること、各部分が正当に扱われていることによって保たれる」とし、市民や都市、州といった諸要素を有機体としての国家の「各部分」としたサヴィニーが有機体論者に数えられることは言うまでもないが、河上倫逸氏は、サヴィニーがフォルクを以下の四つに分類したとしている。これに従えば、サヴィニーにおけるフォルク概念は、第一に、「その中に現に国家が成立し、永続的にその存在を保ち、そこにおい

ては選択と恣意とが問題になり得ぬ自然的統一体」としてのフォルク (=民族)、第二に、「ある国家の中で同じ時に生存している諸個人の総体」としてのフォルク (=国民)、第三に、「支配者に対する服従者」としてのフォルク (=人民)、そして第四に、「国制により最高権力が現にそこに基礎を置く個々人の有機的集合体」としてのフォルク (=支配階層) に類型化される。サヴィニーはこれらをあくまでも理念型とし、歴史的には複数の理念型が混合していると考えていたが、より重要なのは、彼が四つのうちで最も重要なのは第一の意味でのフォルクであるとして、このようない意味でのフォルクが法と国家の源泉であり、また法と国家が「⁽³⁶⁾ フォルク精神 Volksgeist」の所産・顕現であるとしていることである。むしろ、サヴィニーにおけるフォルクは、実際には教養層を中心とする社会的上層に限定されており、「下層民 die niederen Classen」は排除されていた。つまり、彼は一方でフォルクを法的・政治的主体と位置づけることで、いわばヘルダーが文化の領域において行つたフォルクの価値の向上を法理論の領域において実現したが、他方ではその構成員を上層に限定したことで、旧來のナツィオーンをフォルクに転化したにどどまつてゐるのである。

しかし、サヴィニーの後継者であるJ・グリム (J.

Grimm) 以降の法理論において、このようなサヴィニーの「フォルク理解の「限界」は乗り越えられていく。法と言語、そして歴史の「トリアーデ」としてのゲルマニステイクを成立させたグリムは、法とポエジー（詩歌）の歴史を問う、その淵源としてのフォルクを下層民までを含む「ドイツ人」全体に拡大したが⁽³⁸⁾、このようないくつかの「フォルク理解を法学的により精緻に展開したのが、ドイツ国法学の成立に大きく貢献したK・F・W・ゲルバー（C.F.W.Gerber）である。ゲルバーについては、その代表的著作『公権論』（一八五一年）から『ドイツ国法体系綱要』（一八六五年）へと進むなかで、国家有機体論から実証主義的憲法学へと移行したとする理解が一般的であるが、後者においても、例えば「国家権力は人格的に考えられた倫理的有機体の意志力である。それは人為的・機械的に多数の個別的意思を合計したものではなく、自覺的なフォルクの倫理的総力である」といった表現のなかに有機体論的思考の継続を見ることができる。⁽³⁹⁾また従来、ゲルバーは国民（としてのフォルク）を受動的な存在ととらえ、その国政への積極的参与の可能性を認めなかつたとされているが、実際には彼は、フォルクを国家有機体のなかの欠かざる一要素と考え、その政治的能動性を決して否定していない。例えば彼が、「政府と対立するのは、被治者、臣民 Untertan であり、

政府にフォルクを憲法のうえで対立させるのは間違っている」とするとき、ここで「フォルク」は、受動的な「被治者、臣民」とは異なるものとして理解されていると言えよう。また、彼は『公権論』において、国家を「倫理的有機体」として理解し、君主を有機体の頂点に位置づけ、『ドイツ国法体系綱要』で、フォルクにとって「公共の福祉を実現するため自己」の倫理的諸力を使用することを可能ならしめる組織体 Gliederung⁽⁴⁰⁾ が国家であり、フォルクは「伝統と現実とを通して一定の領域内で法的に結びつけられていることを自覚している人々の共同体」であるとしている。ゲルバーにとって、フォルクは恒常的に支配を被る受動的存在ではありえず、むしろ法的な結びつきを「自覚」をすることによって國政への参与の可能性を有している存在であったと言えよう。

有機体論的思考に基づくフォルク理解は、サヴィニーからJ・グリムやゲルバーを経て、O・V・ギールケ（O.V.Gierke）において、一つの完成を見る。ギールケに拠れば、国家とは、「フォルクの全てが組織されたところの、永続的で、生命と意思をもち、行為する統一体」であり、「フォルク全体—支配者と被治者—の政治的・法的統一体への組織化」である。⁽⁴¹⁾ここで注目すべきは、ギールケが、フォルクを国家が形成されるうえでの根本的な要素とし、

またフォルクは国家において一つの統一的な法的人格となると考えていると同時に、フォルクの内実を「支配者と被治者」全員としている点である。国家の社団的編成を法理論的に定式化したギールケは、支配者から被治者までを含むものとしてフォルクを想定し、そのようなフォルクと國家を半ば同一視していた。先述のとおり、ギールケに至る有機体論の系譜は、国家と市民社会の対立⁽⁴⁵⁾という一九世紀的な問題の克服をも意図していたといえるが、フォルクの意味内容を国家という「極限値」に限りなく近づけようとしたギールケの理論は、一九世紀的なフォルク理解の一つの到達点を示していると言えよう。

五・むすびにかえて

本稿では、こんにち一般的に前国家的、非政治的なものとして理解されている「フォルク＝民族」という語の一九世紀における意味内容を考察した。その結果、当時のナツィオーンとフォルクという語の理解がこんにちとは正反対のものであり、そのような政治主体としてのフォルク概念の形成には、有機体思想に基づく法思想が深く関係していたことを確認した。無論、当時の「フォルク」や「ナツィオーン」の用法は多様であり、本稿での考察のみをもって、一

九世紀ドイツにおける両語の用法を総括的に明らかにしたわけではない。しかし、事典・辞書というメディアにおける叙述は、かなりまで同時代の一般的理解を反映していると考えて良いだろう。

ヴァイマル期の思想家H・フライヤー（H.Freyer）は、共同体は孤立した個人から構成されるのではなく、論理的に個人に先行しており、民族や諸身分、生活圏はそれぞれの独自の形成法則に則り、独自の価値と権利をもつとしている⁽⁴⁶⁾。フライヤーにとって、「ナツィオーン」は一九世紀の自由主義思想の産物であり、「国民国家」という市民社会と資本主義体制的国家形態においてのみ存在する原理であった⁽⁴⁷⁾。同様の見解はC・シュミット（C.Schmitt）にも共有されている。シユミットの場合、「ナツィオーン」は特殊な政治意識のもとに個別化・アトム化された個人の集合にすぎない⁽⁴⁸⁾。当然ながら、フライヤーやシユミットがナツィオーンに対置してそれの優位に置くのは、フォルクである。彼等のフォルク偏重が、O・シュパン（O.Spann）やO・ブルンナー（O.Brunner）⁽⁴⁹⁾にも共通していることは周知の事実であるが、彼等のフォルク觀は、フォルクを国政の主体とみなし、さらには両者を同一視しようとする一九世紀の有機体論的フォルク觀に立脚しつつも、さらにフォルクを、政治的単位としての国家に限定されない、或

いは國家を超越した存在ぐと發展せた理體として理解されぬ。やしに、一九世紀の有機体思想が、直面する政治的・社会的問題の 1 つの処方箋といつて意味を有していただよつて、一〇世紀初頭におけるフライヤー等ハムシムが詔いたフタルクには、一九世紀的限界の「超克」の理體としての問題性が仮託せられたのではなかろうか。

ゆゑに、ヴィターマル期以降のドイツの場合、「東方」に多くの「民族ドイツ人」が存在するという事態を抱えたるにせり、法的・政治的主体としてのフォルクといつて意味合ふ、幅語・文化的集団といつてオカルクの意味合ふが融合してこゝたどり、ドイツ・ナショナリズム独特の問題があぬ。しかしながら、これについては既に本稿の限界を超えており、その考察は他日を期したい。

註

- (一) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des deutschen Reichstages, 12.Leg.per., 1.Sess. 1909, Bd.7, S.714.
- (二) Fr.Meinecke, Weltbürgertum und Nationalstaat. Studien zur Genesis des deutschen Nationalstaates, München 1908 (米田俊輔訳『帝政在出生の國政統一と國家の國政統一』弘波書店(一九六〇年)註).
- (三) H.Kohn, The idea of nationalism, a study in its origins

近代ユーラシア主義「ハカルク」題材の歴史的変遷

and background, New York 1944; E.Gellner, Nations and nationalism, Oxford 1983 (加藤眞誠訳『民族とナショナルズム』北波書店(一九〇〇年)).

(4) G・ハイバルト、林田和博訳「ハーカルク(Volk), ナチス(Nation), ハーケ(Reich)——民族的・国家の意味の変化——」丸善大英法政学叢『法政研究』1111—1 (一九六六年). G.Leibholz, in: Das Parlament 8 監修 Aus Politik und Zeitgeschichte, B7/62, 1962. 記文11—1 頃参照。

(5) H.A.Winkler, Der lange Weg nach Westen, 2.Bde., München 2000.

(6) リヒャルト・ダム、ナショナルズム・タハ(O.Dann)著。Vgl., O.Dann, Nation und Nationalismus in Deutschland, 1770-1990, (3. Aufl.), München 1996. (第三章「民族の構成要素『民族主義』とナショナルズム——ナチズム——ナチズム——1990—1990—」) 参照(大日本図書(一九九六年))。

(7) Vgl., R.Koselleck u.a., Volk, Nation, Nationalismus, Masse. in: O.Brunner/W.Conze/R.Koselleck(Hg.), Geschichtliche Grundbegriffe. Historische Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland (GGB), Bd.7, Stuttgart 1992, S.248-281.

(8) Vgl., ebd., S.292f.

(9) Vgl., ebd., S.299. せかに軍事的な意味田法が「恩典」の類型な観點からみた集団といつて田法が「恩典」の類型が示唆されるのが困難であるがおむね二つ。

(2) Vgl., ebd., S.314.

(11) P.Bickle, Untertan in der Frühnezeit. Zur Rekonstruktion der politischen Kultur und der sozialen Wirklichkeit Deutschlands im 17. Jahrhundert, Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 70, 1983, S.485f.; GGB, S.299.

(12) ユリヤルク聖師ムナシヤー・ハ聖師の回 | 化の現象は、(1)ベギタル | 大聖闘くの終に聖レザ、ヤマトバズルカハルシネカニ回 | 化が心の玄関ドアノリトの)極めて重複な聖體を如きどこねが、本稿では精神の準備が不足して、ヨリヨリ房ペ、聖體の輪じぬる、レギウムセントの幾少體した。たゞ根齒に限る所院ムコト、虫籠達哉「虫籠『ベロカサト圓城』聖師ム『社圓圓城』」『聖虫籠』七百回(1100回) 終盤。

(13) 虫籠達哉『メゼナ』、マチカニの社会学 | 虫籠大翁由監修(1丸丸十叶)、ベト真終盤。

(14) GGB, S.380-389, 三田道伸「(1)ベギタルの『ツバカ虫籠』」『虫籠總叢』 | 100回(1丸丸十叶) | 1111 | ~ | 111K回終盤。

(15) J.C.Bruntschli, Art. Nation und Volk, Nationalitätsprinzip, in: ebd., Bd.7, 1862, S.155.

(16) Conversations-Lexikon: Allgemeine deutsche Real-Encyklopädie für die gebildeten Stände, (11. umgearb., verb. und verm. Aufl.), Leipzig 1864-1868.

(17) Brockhaus' Conversations-Lexikon: allgemeine deutsche Real-Encyklopädie, (13., vollständig umgearb. Aufl.), Supplement 2, 1846, S.525f.

Leipzig 1882-1887.

(18) たゞ、本稿の本筋から逸れながら、この據 | 111堅りせむ | ハヤカマのメヌケマーレムト「人種名特徴 Rassegepräge」

(19) Brockhaus' Konversations-Lexikon, (14. vollständig neubearb. Aufl.), Art. Nation; Volk, Leipzig/Berlin/Wien 1901-1904.

(20) Meyers Konversations-Lexikon: eine Encyclopædia des allgemeinen Wissens, (3. ganzlich umgearb. Aufl.), Art. Nation; Volk, Leipzig 1874-1884.

(21) Meyers Konversations-Lexikon: ein Nachschlagewerk des allgemeinen Wissens, (5. ganzlich neubearbeitete Aufl.), Art. Nation; Volk, Leipzig/Wien 1894-1901.

(22) K.Baumbach (Hg.), Staats-Lexikon, Leipzig 1882.

(23) J.C.Bruntschli/K.Brater (Hg.), Deutsches Staats-Wörterbuch, Stuttgart 1857-1870.

(24) J.C.Bruntschli, Art. Nation und Volk, Nationalitätsprinzip, in: ebd., Bd.7, 1862, S.155.

(25) J.C.Bruntschli, Art. Souveränität, in: ebd., Bd.9, 1858, S.553ff.

(26) J.G.Fichte, Grundlage des Naturrechts nach Principen der Wissenschaftslehre, Jena/Leipzig 1796-1797.

(27) Fr.L.Jahn, Deutsches Volksthum, Leipzig 1813, S.30.

(28) K.Th.Welker, Art. Grundvertrag, in: Staatslexikon,

(3) Vgl., G.v.Busse, Die Lehre vom Staat als Organismus.

四〇

Kritische Untersuchungen zur Staatsphilosophie Adam Müllers, Berlin 1928; O.Hertwig, Der Staat als Organismus. Gedanken zur Entwicklung der Menschheit, Jena 1922; E.Dennert, Der Staat als lebender Organismus. Biologische Betrachtungen zum Aufbau der neuen Zeit, Halle 1920; J.v.Uexküll, Der Organismus als Staat und der Staat als Organismus, Darmstadt 1919; H.Ortloff, Recht und Staat, ein Organismus. Zur Einführung in das Studium der Rechts- und Staatswissenschaft, Weimar 1903; Er.H. Kantorowicz, The king's two bodies, A study in medieval political theology, Princeton 1957 (ニホンノミツタケイノツノトモノノウジ)

(3) F.W.Coker, Organismic theories of the state: nineteenth century interpretations of the state as organism or as person, New York 1910.

(3) G.v.Below, Die deutsche Geschichtsschreibung von den Befreiungskriegen bis zu unseren Tagen, (2.Aufl.), München/Berlin 1924, S.80.

(3) A.Müller, Die Elemente der Staatskunst, Jena 1808.

(3) 植物の構造とその発達の問題を生物的視點から見たもの。Vgl., C.Schmitt, Politische Romantik, München 1919 (第三回『政治の歴史』未来社(一九二一年), 一一九

積極的 (アシスト))	消極的 (ネガチブ)
生命的 有機的	力学的・機械的・数学的、硬着的
真正 永続的	非有機的
維持する 改革的	擬制的
歴史的	恣意的
安撫	混沌
平和的	党派的、争奪的
正統的	革命的
キリスト教	異教的
専制的・獨裁的	絶対主義的

(34) H.Boldt, Deutsche Staatslehre im Vormärz, Düsseldorf 1975, S.81f.

(35) G.W.F.Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, (4.Aufl.), Hamburg 1955, S.245; S.261f.

(36) 戻上復讐『法の文化社会学』『ヘルカ・書院 (一九二九年)』、一五二一頁、同『マックス・モルゲンソルフ法理論』『文政社』(一九七六年)、四二二頁参照。

(37) 戻上復讐 (一九二九年)、一一三頁 F.C.v.Savigny,

System der heutigen Römischen Rechts, Bd.1, Berlin 1840, S.21ff.

(38) 鈴田彌『法の批判』新暦社(一九二五年)参照。

(39) 例へば、栗城寿夫「ケルバーの法理論—無理的株主・法・法律」『法理史研究』三七(一九八七年)参照。

- (43) C.F.v.Gerber, Grundzüge des deutschen Staatsrechts, (3.Aufl.), Leipzig 1880, S.19f.
- (44) C.F.v.Gerber, ebd., S.1f., S.22.
- (45) C.F.v.Gerber, Über öffentliche Rechte, Tübingen 1852, S.42ff.
- (46) C.F.v.Gerber, Grundzüge des deutschen Staatsrechts, S.1.
- (47) O.v.Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, Bd.1., Darmstadt 1868, S.576; S.830.
- (48) 韩国憲法 | 『大韓國憲法』 | 朝鮮大韓國憲法 (1884年) | 1910年
- (49) H.Freyer, Einleitung in die Soziologie, Leipzig 1931, S.41.
- (50) H.Freyer, Der politische Begriff des Volks, Neumünster 1933, S.12f.
- (51) C.Schmidt, Verfassungslehre, München 1928, S.50.
- (52) 蘇聯憲法 O.Spann, Vom Wesen des Volkstum, Berlin 1929.
- (53) O.Brunner, Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte, Göttingen 1968 (日本語訳『新社会思想』)。